

丸森町耐震改修促進計画

平成 20 年 7 月

平成 28 年 3 月（改定）

令和 3 年 3 月（改定）

令和 8 年 3 月（改定）

宮城県伊具郡丸森町

1	計画策定の背景	3
(1)	宮城県における地震被害・長期評価	3
	①過去の地震被害	
	②宮城県沖地震の長期評価	
	③活断層の長期評価	
(2)	宮城県沖地震等の被害想定	12
	①第五次地震被害想定調査の前提条件等	
	②建築物被害の予測結果	
(3)	住宅・建築ストックの耐震化の現状	17
	①住宅及び建築物のストック数	
	②住宅の耐震化の状況	
	③多数の者が利用する建築物の耐震化の状況	
(4)	計画策定の必要性	21
	①建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行	
	②宮城県耐震改修促進計画の策定	
	③建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正等	
2	計画の目的	24
3	計画の位置づけ	24
(1)	他法令及び計画との関係	24
(2)	計画期間	24
4	基本方針・計画の目標	25
(1)	主体別役割	25
	①県	
	②町	
	③建築関係団体	
	④建築物所有者等	
	⑤町内会等の自主防災組織	
(2)	対象地域・対象建築物	26
	①計画対象地域	
	②計画対象建築物	
(3)	耐震化の目標	27
	①住宅	
	②町有の防災上重要な建築物	

5	耐震化促進の課題	28
(1)	住宅	28
	①住宅所有者の高齢化	
	②対象木造戸建て住宅の台帳整備状況	
	③現行耐震基準以前の木造住宅	
(2)	住宅以外の建築物	28
	①耐震性の認識不足	
	②耐震改修工事費用の確保	
6	耐震化促進施策	29
(1)	住宅	29
	①耐震診断の促進	
	②耐震改修の促進	
	③台帳の整備等	
	④現行耐震基準以前の木造住宅の耐震化の促進	
(2)	住宅以外の建築物	30
	①公共建築物	
	②民間建築物	
(3)	地震時に通行を確保すべき道路	30
(4)	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	30
7	多様な主体と連携した体制整備	31
(1)	宮城県建築物等地震対策推進協議会	31
(2)	地震防災マップ等を活用した普及・啓発	32
(3)	多様な相談窓口との連携	32
(4)	町内会、専門家との連携	32
(5)	技術者の養成	32
(6)	世代継承される地震に強いまちづくり ～ 地震防災教育の浸透 ～	32
8	その他の地震対策	33
(1)	家具の転倒防止策	33
(2)	リフォーム・リノベーションや住み替え等にあわせた耐震改修の誘導策	33
(3)	ブロック塀等の倒壊防止対策	33
(4)	被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定	33
(5)	耐震基準に適合しない空き家対策	33

参考資料 避難路（別図1）

丸森町耐震改修促進計画

丸森町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定する。

1 計画策定の背景

(1) 宮城県における地震被害・長期評価

① 過去の地震被害

本県では、現在に至るまで度重なる地震被害を受けている（表1、図1、図2）。地震は大きくプレート間大地震である海溝型地震と内陸部の活断層等を震源とする直下型地震に分けられるが、本県においては、県の沖合から日本海溝までの海域を震源域として繰り返し発生する海溝型地震（このうち陸寄りの海域を震源域とするものを「宮城県沖地震」という。）による被害が顕著である。

表1 宮城県周辺の過去の地震被害（宮城県沖地震は_____、その他の海溝型地震は_____）

年	震源 北緯 東経	マグニ チュード	被害地域又は震源域 / 被害の概要
869		8.3	三陸沿岸／城郭、門櫓、垣壁崩れ、倒壊するもの無数、津波が多賀城下を襲い、溺死者約1,000人。
1611	39. 144. 0 4	8.1	三陸沿岸、北海道東岸／三陸地方で強震。震害軽く、津波の被害大。伊達領内で死者1,783人、南部、津軽で人馬死3,000余人。三陸沿岸で家屋流失多く、溺死者1,000人をこえた。岩沼付近でも家屋皆流失、北海道東部でも溺死者多かった。
1646	38. 140. 1 7	6.5 ~ 6.7	陸前、岩代、下野／仙台城の石壁数十丈崩れ、櫓3つ倒れる。白石城破損、日光東照宮の石垣破損。江戸でも強かった。
1793	38. 144. 3 5	8.0 ~8.4	陸前、陸中、磐城／仙台藩で1,060余戸壊れ、死者12人。津波があり、大槌、両石で71戸損壊流出、死者9人、気仙沼で300戸余流出。
1835	38.5 142.5	7.0	仙台／仙台城の石垣がくずれ、家土蔵に破損あり。江戸で有感。
1861	38. 141. 6 2	6.4	陸前、陸中、磐城／陸前の遠田、志田、登米、桃生の各郡で特に被害が多く、家屋損壊、死傷者あり。
1896	39. 144. 5 0	8.5	三陸沖／「明治三陸地震津波」、震害はなし。津波により県内の死者3,452人、流出戸数4,000戸余。
1897	38. 141. 1 9	7.4	仙台沖／岩手、山形、宮城、福島で小規模の被害。一の関で家屋破損が72戸。
1900	38. 141. 7 1	7.0	宮城県北部／遠田郡で最も激しく、県全体で死傷者17人、家屋全壊44戸、半壊48戸、破損1,474戸。
1933	39. 144. 2 5	8.1	三陸沖／「三陸地震津波」、震害は少なかった。津波が太平洋沿岸を襲い、三陸沿岸で被害は甚大。津波により県内の死者307人、流出戸数950戸。
1936	38.2 142.1	7.5	金華山沖／福島、宮城両県で非住家全壊3戸、その他小被害もあった。

<u>1960</u> 5.23	38. 2S	72.6 W	8.5	チリ沖／「チリ地震津波」、津波が日本各地に來襲。津波により県内の死者54人、流出戸数306戸。
1962 4.30	38. 7	141. 1	6.5	宮城県北部／「宮城県北部地震」、築館、石越、小牛田付近径40kmの範囲に被害が集中した。死者3人、住家全壊340戸、半壊1、114戸。橋梁、道路、鉄道の被害が多かった。
<u>1978</u> 6.12	38. 2	142. 2	7.4	宮城県沖／「1978年宮城県沖地震」、県内の死者27人、負傷者10,962人、住宅の被害で全壊1,377戸、半壊6,123戸、特にブロック塀の倒壊による被害が多かった。
<u>2003</u> 5.26	38. 8	141. 7	7.1	宮城県沖／深さ約70kmのスラブ内地震、震央の位置から三陸南地震とも呼ばれる。負傷者174人、住家全壊2、半壊21、深いため次の地震に比べ被害は小規模。
2003 7.26	38. 4	141. 2	6.4	宮城県北部／陸域の逆断層型地殻内地震。同日に大きな前震M5.6と余震M5.5も起こって連続地震と呼ばれた。M6級だが浅く、震源域に局所的に大きな被害が出た。負傷者667人、住家全壊1,276、半壊3,809。3ヶ所で計測震度6強を記録した。
<u>2005</u> 8.16	38. 2	142. 3	7.2	宮城県沖／日本海溝やや陸寄りの逆断層型プレート境界地震。1978年の宮城県沖地震震源域の南半分で発生。負傷者100人、全壊1、半壊0、最大震度6弱（川崎町）。東北地方太平洋沖で最大13cmの津波（石巻市）
2008 6.14	39. 0	140. 9	7.2	岩手県内陸南部／「岩手・宮城内陸地震」、岩手・宮城県境付近の山間地での逆断層型地殻内地震（深さ8km）。死者17人、行方不明者6人、負傷者426人、住家全壊30、住家半壊146（2010.6現在）、最大震度6強、4,000ガル以上の加速度などを観測。建物被害よりも地すべりなどの斜面災害が目立った。
<u>2011</u> 3.11	38. 1	142. 9	9.0	三陸沖／「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」、日本海溝沿いの沈み込み帯の大部分、三陸沖中部から茨城県沖までのプレート境界を震源域とする逆断層型超巨大地震（深さ24km）、3月9日にM7.3の前震、震源域内や付近の余震・誘発地震はM7.0以上が6回、M6.0以上が97回、死者18,958人、行方不明者2,655人、負傷者6,219人、住家全壊127,291、住家半壊272,810（余震・誘発地震を一部含む。2014年3月現在）、死者の90%以上が水死で、原発事故を含む被害の多くは巨大地震によるもの。最大震度7（栗原市）、震度6強を県内13市町村で観測。
<u>2011</u> 4.7	38. 2	141. 9	7.2	宮城県沖／東北地方太平洋沖地震の震源域内の地震だが、太平洋プレートの逆断層型スラブ内地震（深さ66km）、死者4人、負傷者296人、住家全壊36以上、住家半壊27以上（消防庁、宮城県による：2014年3月現在）最大震度6強（仙台市・栗原市）、震度6弱を県内15市町村で観測。
<u>2011</u> 4.11	36. 9	140. 7	7.0	福島県浜通り／東北地方太平洋沖地震の周辺誘発地震で正断層型地殻内地震（深さ6km）、井戸沢断層の近傍で地表地震断層が現れた。死者4人、負傷者10人（2013年3月現在）、最大震度は6弱（福島県、茨城県の4市町村）
<u>2012</u> 12.7	38. 0	143. 9	7.3	三陸沖／東北地方太平洋沖地震の周辺、日本海溝付近の正断層型地震（深さ49km）、死者1人、負傷者15人、最大震度5弱（宮城県内他99市町村）

<u>2021</u> 2.13	37. 4	141. 4	7.3	太平洋プレートの逆断層型スラブ内地震（深さ55km）、東北地方太平洋沖地震の震源域で10年以内に発生したので、同地震の最後の公式な余震、死者2人（ほかに関連死1）、負傷者187人、住家全壊144、半壊3,070、最大深度6強（宮城県蔵王町含む2県4市町）
<u>2022</u> 3.16	37. 4	141. 4	7.4	太平洋プレートの逆断層型スラブ内地震（深さ57km）、震源は上の地震にごく近い、死者3人（ほかに関連死1）、負傷者248人、住家全壊224、半壊4,630、最大深度6強（宮城県登米市、蔵王町含む2県5市町）

出典／理科年表（令和7年版）、新編日本被害地震総覧

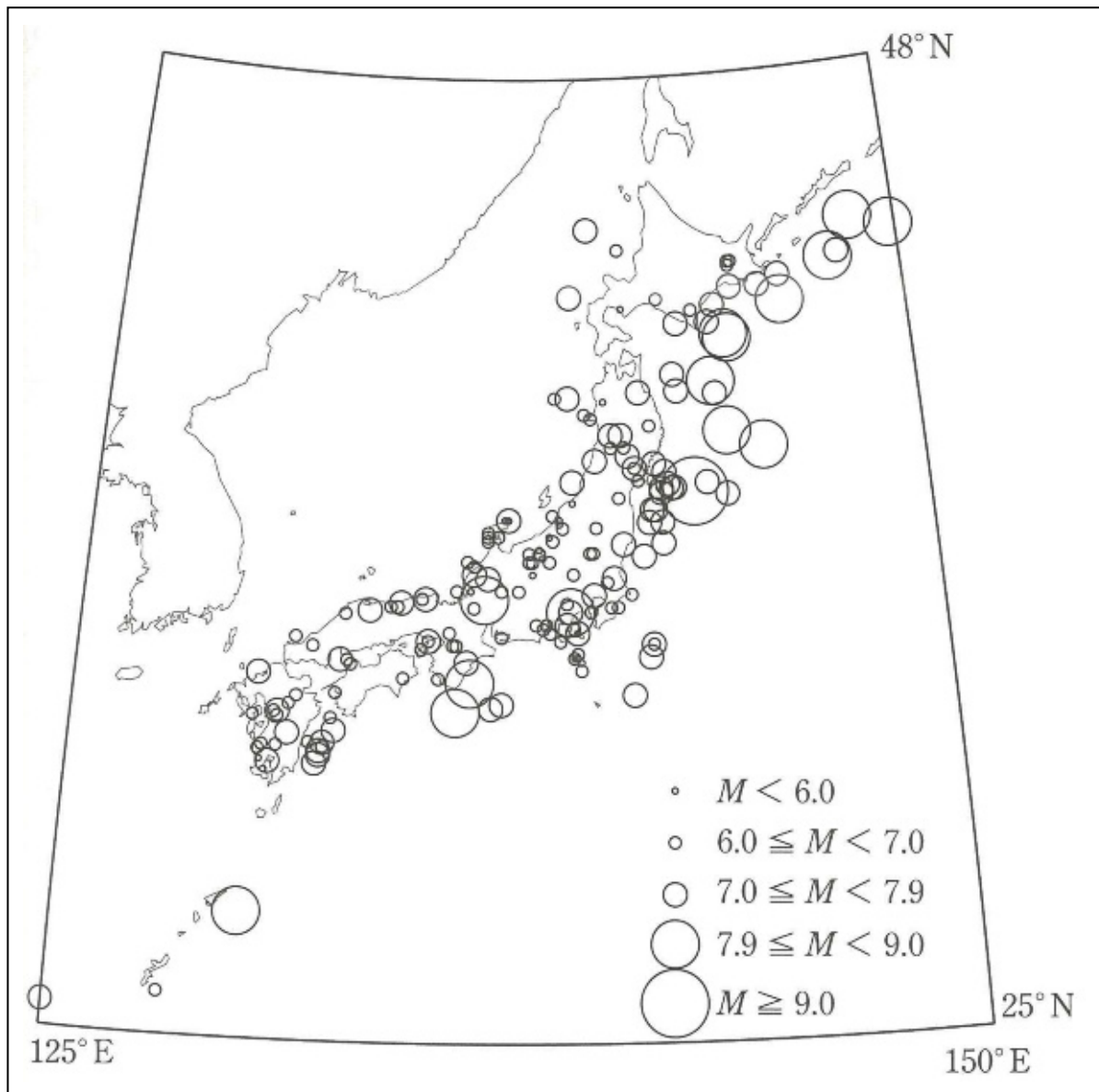


図1 日本付近の主な被害地震の震央（1885年以降）

出典／理科年表 2025（令和7年）

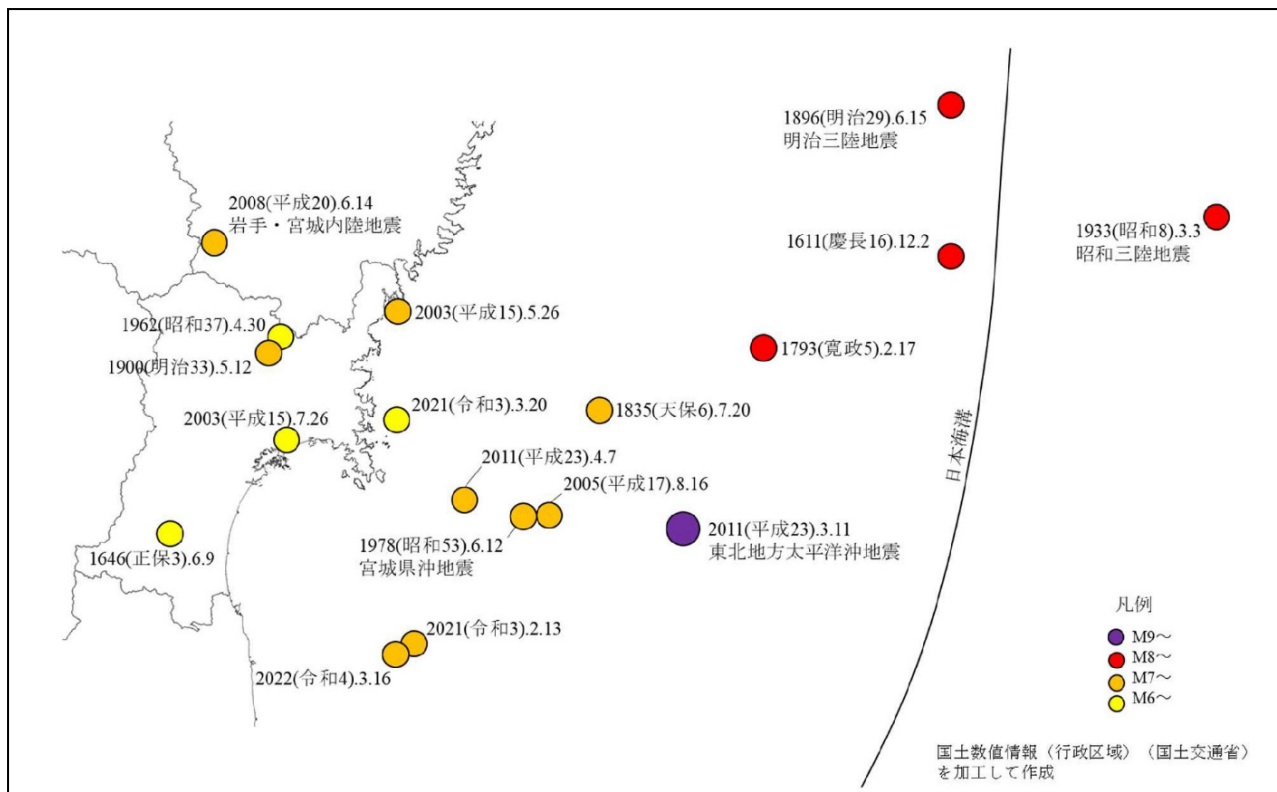


図2 宮城県に被害を及ぼした主な地震（貞観、チリ地震を除く）

「宮城県第五次地震被害想定調査 報告書」（令和5年11月、宮城県防災会議地震対策等専門部会）より

※ 1900年以前の震源位置は不確実性が大きい。また、出典によってマグニチュードが異なる場合があることに注意。

②宮城県沖地震の長期評価

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「推進本部」という。）では、これまでに海溝型地震の長期評価を行ってきており、日本海溝沿いの地震活動については、「宮城県沖地震の長期評価」（平成 12 年公表）、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」（平成 14 年公表）を公表したほか、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を受け、平成 23 年 11 月に「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価（第二版）」（以下「第二版」という。）を公表したが、平成 23 年 11 月の改定は東北地方太平洋沖地震の直後であり、同地震やその影響に関する調査研究はその途上であったため、暫定的な評価であった。

その後の平成 31 年 2 月、東北地方太平洋沖地震から約 8 年が経過し、震源域や沿岸域における調査研究が大きく進展したことに伴い新たな長期評価手法の検討途上ではあるが、新たに得られた知見を取り入れることで第二版を改訂し、「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」として公表された。評価対象領域は図 3、評価対象地震は表 2 のとおりである。

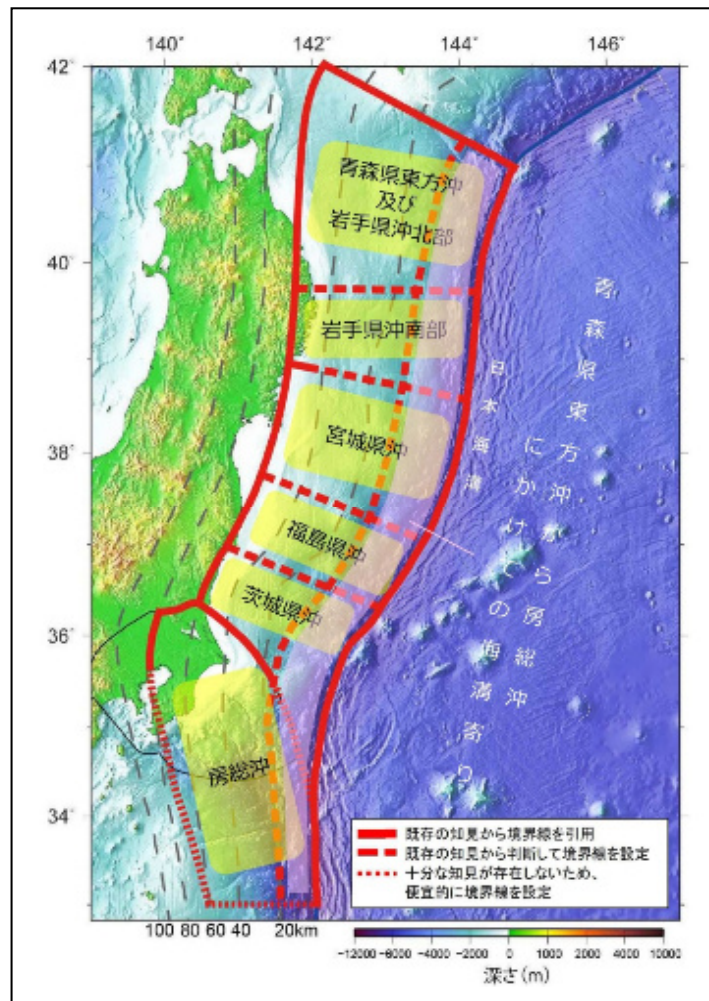


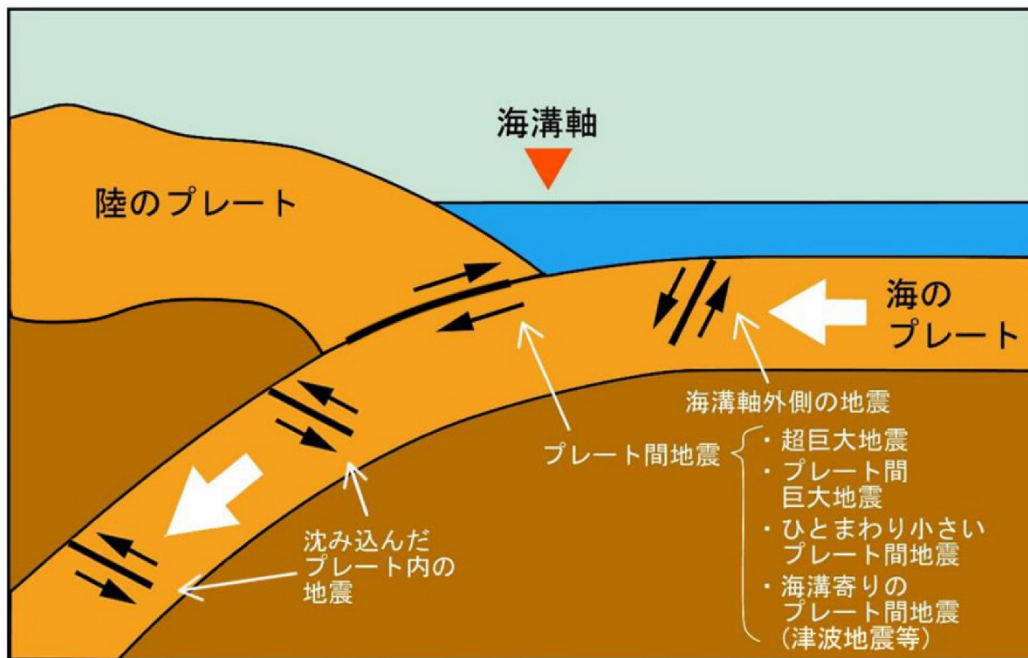
図 3 プレート間地震の評価対象領域（赤枠）
「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」
(平成 31 年 2 月、地震調査研究推進本部地震調査委員会) より

表2 評価対象地震

	評価対象地震	定義
プレート間地震※1	プレート間巨大地震※3	おおむねM（マグニチュード）8を超えるプレート間地震。
	連動型の地震	プレート間巨大地震の中で、複数の領域に震源域がまたがるもの。
	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）※4	東北地方太平洋沖地震のような低頻度で発生するM9クラスの超巨大なプレート間地震。
	ひとまわり小さいプレート間地震	プレート間巨大地震よりも規模が小さいM7.0以上のプレート間地震。
	宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）	評価対象領域の中では、対象規模の地震の発生が確認されていない領域がある。 また、宮城県沖の陸寄りの領域では、ひとまわり小さいプレート間地震が東北地方太平洋沖地震の発生前まで繰り返し発生していて、それらは「宮城県沖地震」として知られている。
	青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りのプレート間地震（津波地震等）	プレート境界の浅部が破壊し、揺れは小さいが大きな津波をもたらす地震（以下、津波地震※5と呼ぶ）。 また、津波地震ではなくとも、プレート間地震で深部と浅部が同時に破壊し、津波を伴う場合がある（そのような地震として東北地方太平洋沖地震が挙げられる）。
プレート内地震※2	沈み込んだプレート内の地震※6	青森県東方沖から房総沖にかけての深さ約100km以浅の沈み込んだプレート内で発生する地震。
	海溝軸外側の地震※7	太平洋プレートの沈み込みに伴って、海溝軸よりも沖合の太平洋プレートの内部が破壊することによって発生する地震。

「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」（平成31年2月、地震調査研究推進本部地震調査委員会）より

- ※1 二つのプレートの境界面が破壊される（ずれる）ことによって発生する地震
- ※2 プレートの内部が破壊されることによって発生する地震
- ※3 「巨大地震」の明確な定義はない。
- ※4 超巨大地震の表現は地震調査研究推進本部の「新たな地震調査研究の推進について（平成21年4月21日公表、平成24年9月6日改訂）」に従った。
- ※5 「津波地震」は地震学の用語（Kanamori, 1972）であり、津波地震のみが津波を発生させる訳ではなく、全ての評価対象地震について津波が発生する可能性がある。
- ※6 地震学では一般にスラブ内地震と呼ばれる。
- ※7 地震学では一般にアウターライズ地震と呼ばれる。



黒矢印は断層運動の例で、地震のメカニズムによって方向は変わる。白矢印はプレートの沈み込む方向を示す。

プレート間地震 プレート内地震

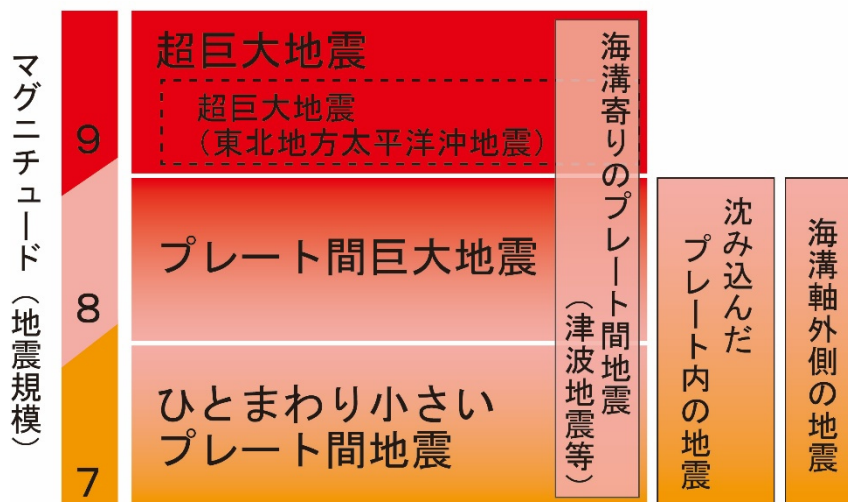


図4 評価対象地震と規模の概念図

「日本海溝沿いの地震活動の長期評価 概要資料」(平成31年2月26日、地震調査研究推進本部事務局)より

また、推進本部は、主要な活断層や海溝型地震の長期評価を随時公表しており、平成31年(2019年)1月1日を基準日として算定された地震の発生確率値を公表していたが(平成31年2月26日公表)、その後に再計算を実施し、毎年1月1日を基準日とした長期評価による地震発生確率値に更新されている。(表3)

表3 海溝型地震の長期評価の概要（基準日 令和8年（2026年）1月1日）※1

領域または地震名		長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔		
			10年 以内	30年 以内	50年 以内	最新発生時期		
日本海溝沿いの地震	プレート間地震	超巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550年～600年 程度 ----- 14.8年前	
		宮城県沖	7.9程度	9%	20%程度	40%程度	109.0年 ----- —	
		小さいプレート間地震 ひとまわり	宮城県沖	7.0～7.5程度	50%程度	90%程度	90%程度 以上	12.6～14.7年 ----- —
			宮城県沖の 陸寄りの地震 (宮城県 沖地震)	7.4前後	0.001% ～ 5%	80%～ 90%程度 以上※3	90%程度 以上	38.0年 ----- 14.8年前
		海溝寄りのプレート間 地震(津波地震等)	Mt8.6～9.0※2	9%	30%程度	40%程度	102.8年 ----- —	
	プレート内地震	沈み込んだ プレート内の地震	7.0～7.5程度	30%～ 40%	60%～ 70%	80%～ 90%	22.0年～ 29.4年 ----- —	
海溝軸外側の地震		8.2前後	2%	7%	10%程度	411.2年 ----- —		

「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（令和8年1月14日、地震調査研究推進本部地震調査委員会）より

※1 宮城県に関連する長期評価の抜粋である。

※2 Mtは津波マグニチュード（津波の高さの空間分布を使って算出する地震の大きさの指標）を示す。

※3 「宮城県沖の陸寄りの地震」は一般的に「宮城県沖地震」と呼ばれる繰り返し発生する地震であり、地震調査委員会の長期評価における「宮城県沖」の地震の領域内で発生する。「宮城県沖の陸寄りの地震」の発生確率はBRT分布を用いて計算しているため、想定した次の地震が起きないかぎり、年数経過とともに地震発生確率値は増加する。一方、「宮城県沖」の地震の発生確率はポアソン過程で計算しているため、年数経過は関係なく、地震発生確率値は変わらない。そのため、「宮城県沖の陸寄りの地震」の発生確率は、これを含む「宮城県沖」の地震の発生確率を上回ることがある。

ただし、前述の「日本海溝沿いの地震活動の長期評価」（平成31年2月、地震調査研究推進本部地震調査委員会）では、宮城県沖のプレート間巨大地震、宮城県沖のひとまわり小さいプレート間地震については、東北地方太平洋沖地震の余効すべり※による応力変化の影響で、宮城県沖の陸寄りの部分では東北地方太平洋沖地震以前の平均的な状況と比べて地震が発生しやすくなったと考えられるため、地震発生確率はより高い可能性があるとしているほか、宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震（宮城県沖地震）においては、地震発生確率はより高い可能性があるとともに、震源域が陸寄りに特定されているため、1987年宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要であるとされている。

※地震後に地震断層が揺れを起こさず、ゆっくりとすべる現象

③活断層帯の長期評価

政府の推進本部では、海溝型地震と同様に、活断層で起きる地震についても長期評価結果を公表している。

本県には3つの主要活断層帯があり、それぞれの断層帯全体が1つの区間として活動する場合の地震規模及び発生する長期確率は表4に示すとおりである。

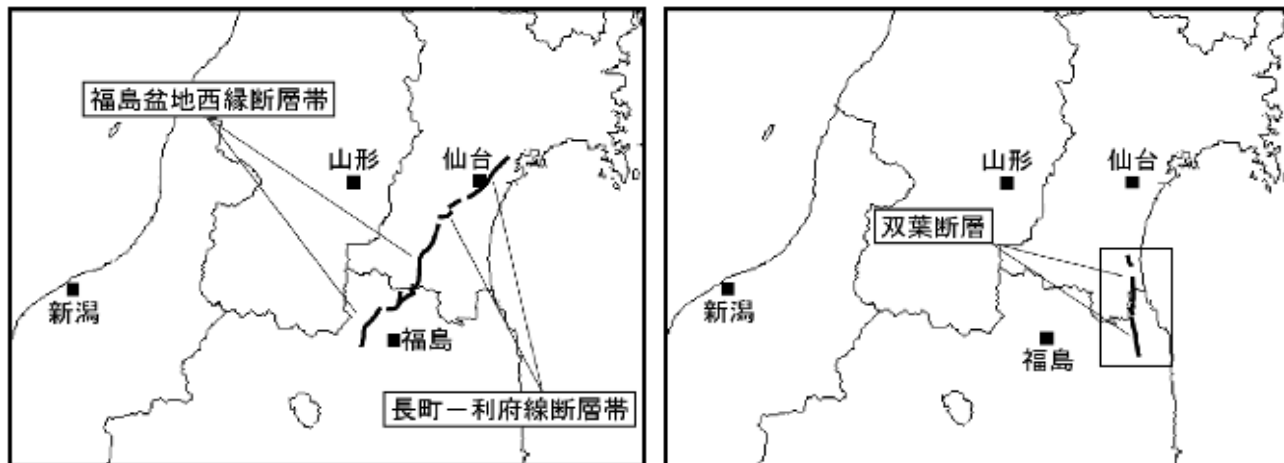


図5 長町－利府線断層帯・福島盆地西縁断層帯・双葉断層の概略位置図

表4 主要活断層帯の長期評価の概要（基準日 令和8年（2026年）1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
		30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
長町－利府線断層帯※1	7.0～7.5程度	1%以下	2%以下	3%以下	3,000年程度以上 約16,000年前以後
福島盆地西縁断層帯	7.8程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年程度 約2,200年前以後-3世紀以前
双葉断層※2	6.8-7.5程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	8,000年-12,000年程度 約2,400年前以後-2世紀以前

※1 「主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和8年（2026年）1月1日）＜都道府県別＞」より十分に絞り込まれていない。このため、地震発生確率の計算に際しては、ポアソン過程を用いた。

※2 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴い、双葉断層では、地震発生確率が表の値より高くなっている可能性がある。

(2) 宮城県沖地震等の被害想定

①第五次地震被害想定調査の前提条件等

宮城県では、地震被害想定調査をこれまで2度（昭和59～61年度（第一次）、平成7～8年（第二次））行ってきたが、政府の推進本部の評価における新しい知見や第二次調査後の社会的条件の変化を踏まえて、よりの確な地震防災対策を施行していくために、第三次の地震被害想定調査を実施し、平成16年3月に調査結果を公表した。

その後、平成22年度及び23年度の2か年度の計画で新たな宮城県防災会議地震対策等専門部会を設置し、第四次の地震被害想定調査に着手し、地震動・液状化の予測、津波の予測は実施したものの、平成23年度に予定していた調査のための基礎資料（ライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本）の対象が東日本大震災の被害により毀損したことから、これらに基づく被害想定調査を行うことができなくなったため、第四次の調査は被害想定まで行わない中間報告をもって完了となった。

その後、被災市町村において復興に向けたまちづくりがある程度進展したと判断されたことから、令和3年度から令和5年度の3か年にかけて第五次地震被害想定調査が公表された。

これまでの調査では宮城県沖地震は単独型と連動型の2つを対象としていたが、第五次地震被害想定調査では表5及び図6に示す対象地震に変更されている。

表5 地震被害想定調査における対象地震

地震被害想定調査	対象地震
第三次調査 2002(H14)～2003(H15)	宮城県沖地震（単独型）、宮城県沖地震（連動型）
第四次調査 2010(H22)～2011(H23) ※第四次調査は東日本大震災で中断	昭和三陸地震（津波のみ）、長町 - 利府線断層帯地震
第五次調査 2021(R3)～2023(R5)	①東北地方太平洋沖地震、②宮城県沖地震（連動型） ③ スラブ内地震、④長町 - 利府線断層帯地震

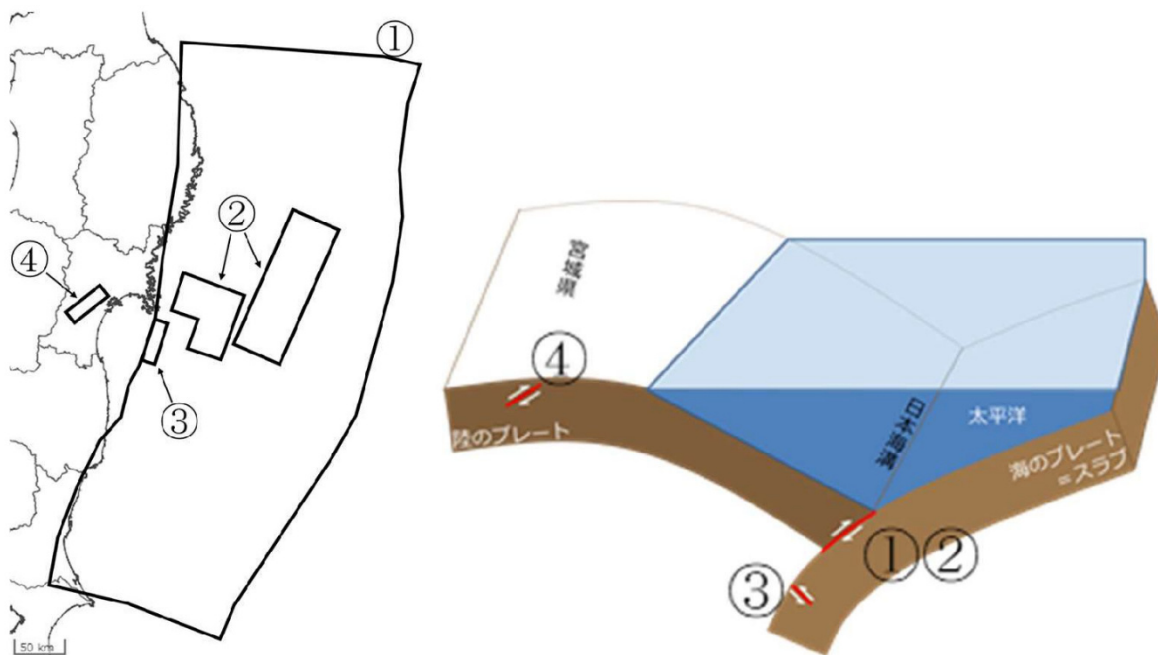
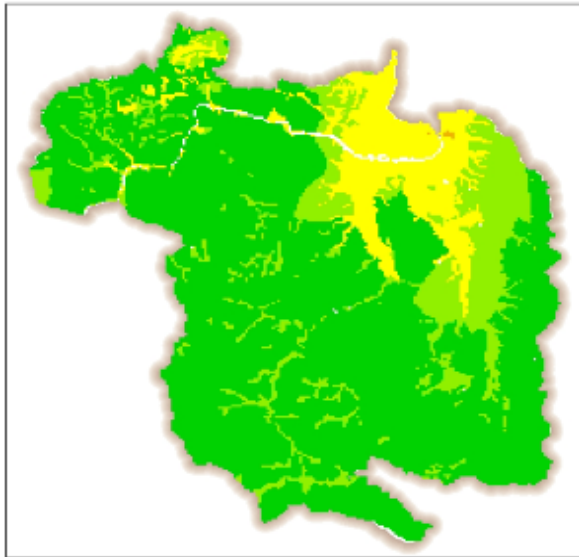
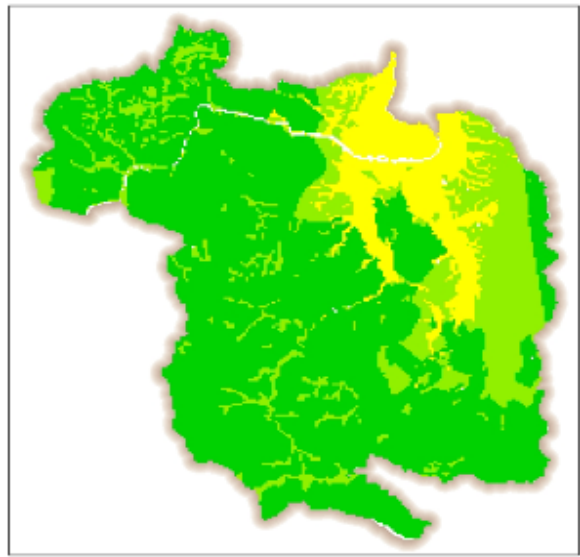


図6 対象地震の断層位置と模式図



宮城県沖地震（単独）



宮城県沖地震（連動）



長町－利府断層帯

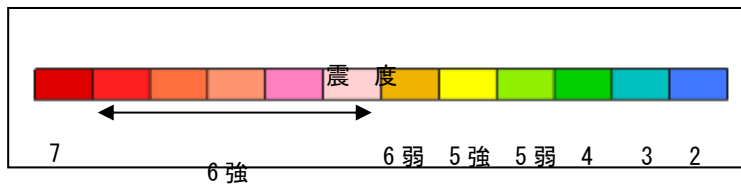
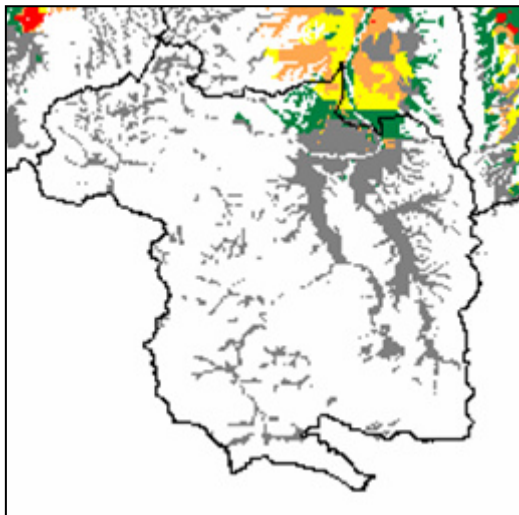
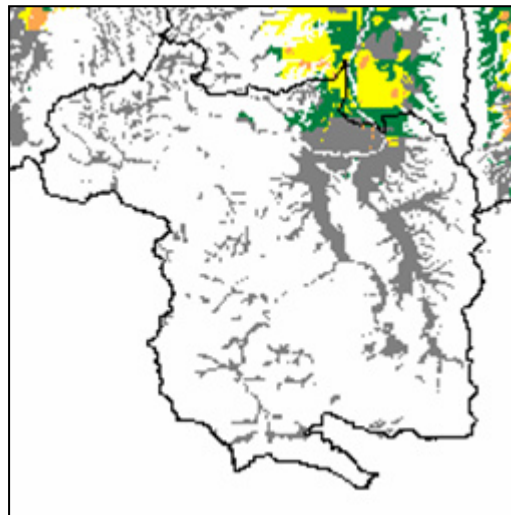


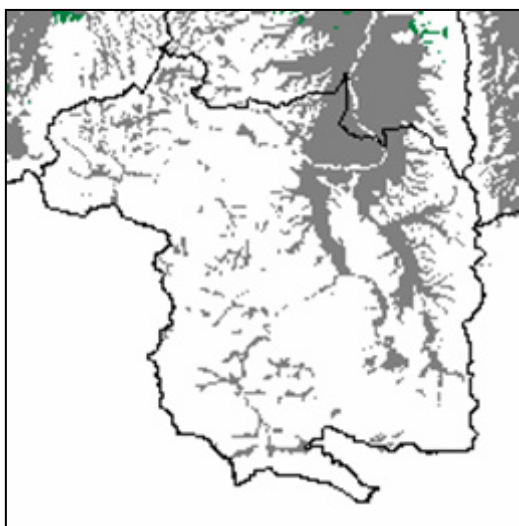
図7 予想震度分布



宮城県沖地震（単独）



宮城県沖地震（連動）



長町－利府断層帯

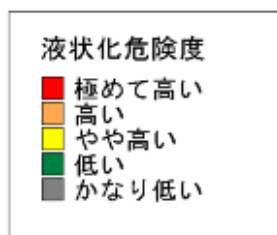


図8 液状化危険度判定結果

②建築物被害の予測結果

本町における地震被害想定調査結果の概要は表6、表7のとおりである。

表6 本町の地震被害想定調査結果の概要

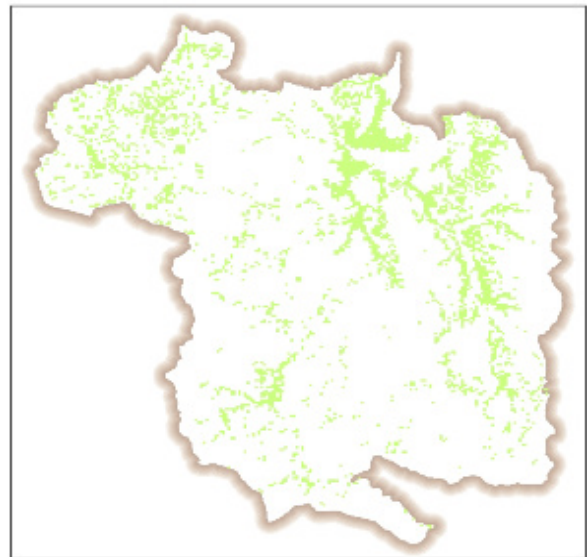
想定地震 項目	①宮城県沖地震 (単独)	②宮城県沖地震 (連動)	③長町一利府線断 層帯
モーメント・マグニチュード (Mw)	7.6	8.0	7.1
予想最大震度	震度5強	震度5強	震度5弱
全壊棟数	0	0	0
半壊棟数	1	1	0

表7 本町における建築物の被害予測結果一覧表

構造	被害項目	宮城県沖地震 (単独)		宮城県沖地震 (連動)		長町一利府断層帯の 地震	
		棟数	率 (%)	棟数	率 (%)	棟数	率 (%)
木造	揺れによる全壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揺れによる半壊	1	0.0	1	0.0	0	0.0
	液状化による全壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	液状化による半壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揺れ+液状化による全壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揺れ+液状化による半壊	1	0.0	1	0.0	0	0.0
鉄筋 コンク リート造	揺れによる全壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揺れによる半壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	液状化による全壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	液状化による半壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揺れ+液状化による全壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揺れ+液状化による半壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鉄骨造	揺れによる全壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揺れによる半壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	液状化による全壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	液状化による半壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揺れ+液状化による全壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揺れ+液状化による半壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揺れによる全壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揺れによる半壊	1	0.0	1	0.0	0	0.0
	液状化による全壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	液状化による半壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揺れ+液状化による全壊	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	揺れ+液状化による半壊	1	0.0	1	0.0	0	0.0



宮城県沖地震（単独）



宮城県沖地震（連動）



長町ー利府断層帯



図9 揺れと液状化による全建築物の半壊以上分布図

(3) 住宅・建築ストックの耐震化の現状

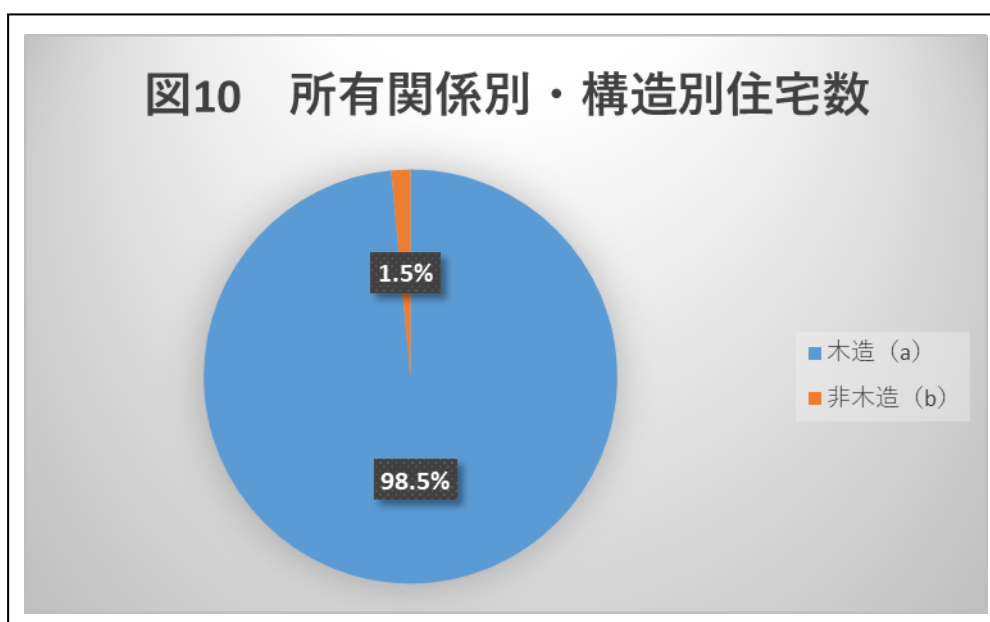
①住宅及び建築物のストック数

令和7年1月1日現在の家屋課税台帳によれば、丸森町内の住宅戸数は5,045戸であり、うち居住世帯有りのものが空き家率12.4%※を差し引いて4,418戸で、その所有関係別、構造別の内訳は表8のとおりである。所有関係別にみると、戸建住宅類が99.5%である。構造別では木造が98.5%を占めている。

表8 所有関係別・構造別住宅数（単位：戸）

構造	木造(a) (a/c)	非木造(b) (b/c)	合計(c) (c/d)
戸建住宅類	4,334 (98.6%)	61 (1.4%)	4,395 (99.5%)
共同住宅類	18 (78.3%)	5 (21.7%)	23 (0.5%)
合計	4,352 (98.5%)	66 (1.5%)	(d) 4,418 (100.0%)

資料：令和7年1月1日現在の家屋課税台帳より推計



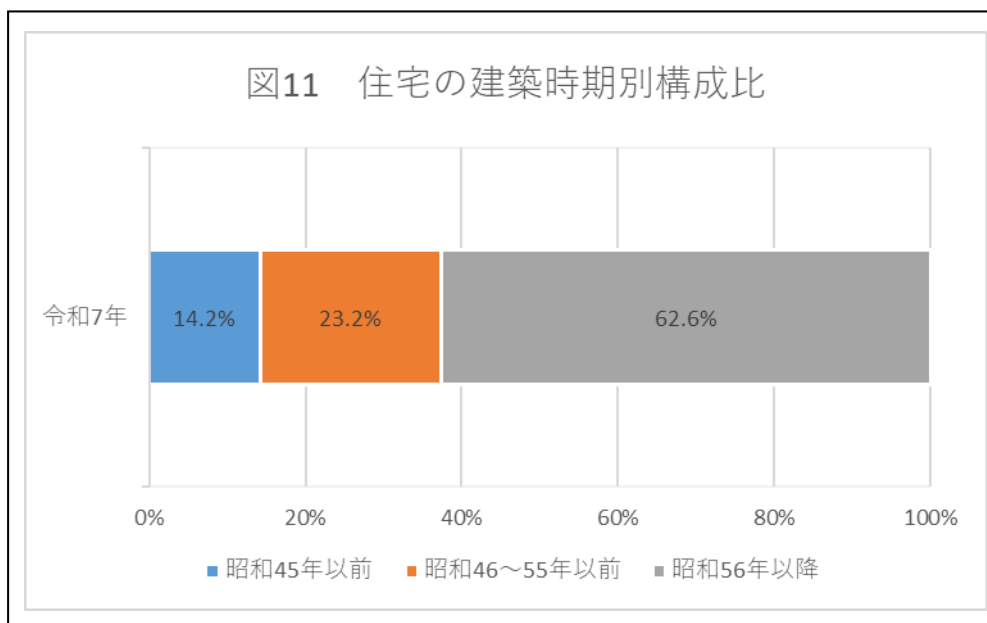
また、令和7年1月1日現在の町内の住宅戸数4,418戸のうち、時期別、構造別の内訳は表9（令和7年1月時点）のとおりである。建築時期別にみると、建築基準法に定める新耐震基準施行（昭和56年6月1日）より前に建設された住宅（旧耐震基準の住宅）が約37%（1,633戸）を占める。それより以前の耐震基準（昭和45年）により建設されたものも、全体の約14%（621戸）を占めている。

令和2年から令和7年までの推移では、昭和45年以前、昭和46年から55年合わせて約3ポイントの減となり、昭和56年以降は約3ポイントの増加となっており、旧耐震基準の住宅が減少していることが分かる。空き家となったこと、あるいは解体、住み替えや建替によって減少したものと考えられる。

＜令和7年1月現在＞ 表9 建築時期別・構造別住宅数（単位：戸）

建築時期	昭和45年以前 (a) (a/d)	昭和46～55年 (b) (b/d)	昭和56年以降 (c) (c/d)	合計 (d) (d/e)
木造 (比率)	620 (14.2%)	1,012 (23.3%)	2,720 (62.5%)	4,352 (98.5%)
非木造 (比率)	8 (12.1%)	13 (19.7%)	45 (68.2%)	66 (1.5%)
合計 (比率)	628 (14.2%)	1,025 (23.2%)	2,765 (62.6%)	e 4,418 (100.0%)

資料：令和7年1月1日現在の家屋課税台帳より推計



②住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化の状況について、令和7年1月1日現在の家屋課税台帳をもとに推計した結果は、表10のとおりである。

丸森町内の住宅総数4,348戸のうち、耐震化を満たしていると推計される住宅は2,721戸あり、耐震化率は約63%となっている。一方、耐震化が不十分なものは1,627戸と推計した。

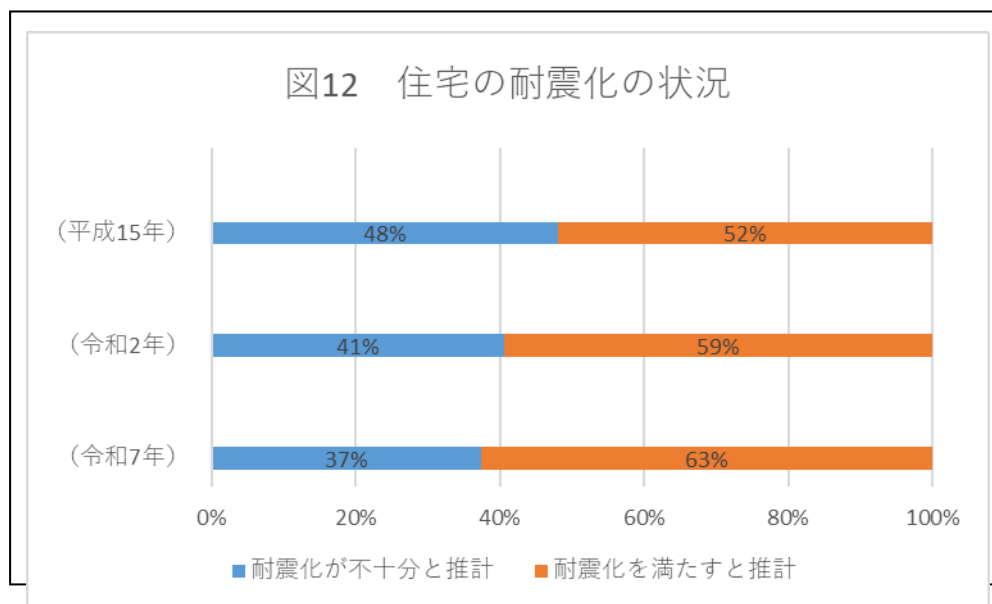
令和2年から令和7年かけて耐震化率は、約59%から約63%と、約4ポイント改善されている。しかし、依然として耐震性が不十分と考えられる住宅が約4割あり、重点的に耐震化の促進を図ることが必要である。

表10 住宅の耐震化の状況

区分 (用いた推計値の年)	当初 (平成15年)	前回 (令和2年)	現状 (令和7年)	宮城県 (令和5年)	全国 (令和5年)
全数	4,760戸 (100%)	4,594戸 (100%)	4,418戸 (100%)	983,700戸 (100%)	約5,570万戸 (100%)
耐震化を満たすと推計 (全数に対する割合：%)	2,730戸 (約59%)	2,584戸 (約57%)	2,765戸 (約63%)	925,800戸 (約94%)	約5,000万戸 (約90%)
耐震化が不十分と推計 (全数に対する割合：%)	1,864戸 (約41%)	1,946戸 (約43%)	1,653戸 (約37%)	57,900戸 (約6%)	約570万戸 (約10%)

資料：令和7年1月1日現在の家屋課税台帳より推計

資料：宮城県耐震改修促進計画



③多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

法では、庁舎、学校、病院・診療所、社会福祉施設、劇場・集会場、店舗、ホテル・旅館、事務所、共同賃貸住宅など多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（以下「多数の者が利用する建築物」という。）を規定している。

町内の「多数の者が利用する特定建築物」の耐震化の状況を建築物が持つ機能、性質から「防災対策施設」、「避難施設等」、「医療施設」、「社会福祉施設等」、「不特定多数人員収容施設」、「特定多数人員収容施設」の各用途に分類したうえで表 11 に示す。

なお、ここでいう「避難施設等」とは、避難場所指定の有無にかかわらず、大規模震災時において避難場所として使用される可能性がある、又は、児童、生徒等の安全を確保すべき施設をいう。対象建築物をみると令和 7 年 3 月現在の耐震化率は約 89% となり、令和 3 年 3 月改定時の特定建築物を含めた耐震化率約 81% に対して、約 8 ポイント改善されている。

なお、ここでいう対象建築物とは、旧耐震設計基準による建築物（昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物で、現行の耐震基準に適合しない建築物）及び昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物のことであり、耐震化済みの建築物とは、旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強不要と診断されたもの、同じく旧耐震設計基準による建築物で耐震診断により補強必要と診断されたもののうち補強を行ったもの及び昭和 56 年 6 月以降に建築された建築物などの合計である。

<令和 7 年 3 月現在> 表 11 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

		非耐震化 棟数 A	耐震化済 棟数 B	合計 C=A+B	耐震化率 B/C
防災対策施設	町役場	0	1	1	100%
避難施設等	学校、体育館、公民館、保育所	3	51	54	94%
医療施設	病院、診療所	0	3	3	100%
社会福祉施設等	老人ホーム等	0	0	0	—
不特定多数人員 収容施設	百貨店、飲食店、旅館、 観光施設等	18	54	72	75%
特定多数人員 収容施設	事務所、工場、共同住宅、 寄宿舎等	2	83	85	98%
	うち共同住宅	13	79	81	98%
合 計		23	192	215	89%

(4) 計画策定の必要性

①建築物の耐震改修の促進に関する法律

平成7年1月の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では、地震により6,400人余の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、このうち約90%の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。これは、この地震がほとんどの住民が就寝していたと推測される午前5時46分に発生したため、死者の大部分が建築物の倒壊による圧死であった。同地震による建築物の被害状況についての多くの調査・分析によると、昭和56年6月1日より前、いわゆる新耐震設計基準の施行日より前に着工された建築物の被害が甚大であることが明らかとなった。これらの教訓を踏まえて、耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年12月に法が施行された。

国の中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」（同年3月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のため、住宅・建築物の耐震改修については、最も重要な課題とされてきた。これに基づき住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割とすることを目標として設定するとともに、各都道府県は耐震改修促進計画を定めるものとされた。

②宮城県耐震改修促進計画の策定

宮城県は、平成9年3月及び平成16年3月にまとめられた宮城県被害想定調査の結果に基づき「宮城県地域防災計画（震災対策編）」を見直すとともに、同計画に基づいて「みやぎ震災対策アクションプラン」を平成15年に策定している。また、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示すものとして、平成7年3月29日付け建設省住宅局建築物防災対策室長通知に基づき、地域防災計画を上位計画とする「宮城県耐震改修促進計画」を平成13年12月に策定し、様々な建築物等の地震対策を講じてきた。

その後、平成16年の新潟県中越地震などを受けた法の改正（H18.1施行）や、推進本部から平成12年11月に「宮城県沖地震の長期評価」、平成19年1月に「活断層及び海溝型地震の長期評価結果」が公表されるなど、既存建築物の耐震診断・耐震改修の必要性、緊急性がより明確となったことから、本県では、平成19年5月に宮城県耐震改修促進計画を改めて策定し、耐震化の推進に向けて取り組んできた。

このような状況の中、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）により発生した津波は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者1万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた未曾有の大災害であった。津波による被害が広域であったため、地震動による建築物の倒壊被害について明確に示すことは困難だが、各種被害調査、事業実績などから、これまでの耐震化への取り組みは一定の効果があったと考えられる。

③宮城県耐震改修促進計画改定の背景

「宮城県地域防災計画（地震災害対策編）」は、東日本大震災の教訓、県の検証結果等を踏まえ、平成25年2月（その後、毎年度必要な箇所を修正）に見直された。見直しでは、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」に向けた対策の推進等を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視している。また、経済的被害ができるだけ

け少なくなるよう、複合的な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくという考え方に基づいている。

また、国では、平成27年度末の当初目標年に対して耐震化が予定通りには進んでいないことから、平成25年5月に法の一部を改正（平成25年11月25日施行）した。この改正で、一部の建築物に対しての耐震診断の義務化、耐震診断結果の公表が位置付けられたことや平成30年6月の大阪府北部地震でブロック塀に被害が生じたこと等を踏まえた法施行令等の改正等を受け、計画はこれまでに3度の改定を行ってきた。

その後、令和7年6月に「第1次国土強靱化実施中期計画」が策定され、令和7年7月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の一部が改正された。この改正で、住宅については令和12年までに耐震化率を95%、令和17年までに耐震性が不十分なものを概ね解消するとともに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とすること等が掲げられた。

これらの背景を踏まえて、目標や施策等の見直しを行う。

なお、平成25年11月25日施行の改正法ならびに平成31年1月1日施行の改正政令の概要については、次のとおりである。

建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正（平成25年11月25日施行）の概要

（1）耐震診断の義務付け・結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、建築物所有者に耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表を行う。

①要緊急安全確認大規模建築物

a 不特定多数の者が利用する大規模建築物

<対象建築物>

- ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

b 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物


<対象建築物>

- ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
- ・幼稚園、保育所 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

c 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

<対象建築物>

- ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上



耐震診断結果の報告期限
平成27年12月31日まで

②要安全確認計画記載建築物

a 防災拠点建築物

- <対象建築物> ←都道府県が指定
- ・庁舎、病院、避難所となる体育館など
(避難所として利用する旅館・ホテルも位置付け可能)

b 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

- <対象建築物> ←都道府県又は市町村が避難路を指定
- ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物（高さ6mを超えるもの）
 - ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある組積造の塀（長さ25mを超えるもの）※平成31年1月1日施行の改正政令で追加



耐震診断結果の報告期限
地方公共団体が定める日まで

(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

- ・新たな耐震改修工法も認定可能となるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率・建ぺい率の特例措置の創設。

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和（区分所有法の特例3/4→1/2）

耐震性に係る表示制度の創設

- ・耐震性が確保されている旨の表示の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設。

<多数の者が利用する建築物
(学校、病院、百貨店等)> | <危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物> | <避難路沿道建築物> | <防災拠点である建築物>

④特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条第1項）
(主に1,000㎡以上の建築物)
【指導・助言対象】

⑤指示対象となる特定既存耐震不適格建築物（第15条第2項）
(主に2,000㎡以上の建築物)
【指示対象】

③耐震診断義務付け対象建築物（法第7条、附則第3条）
(主に5,000㎡以上の建築物)
【耐震診断の義務付け・結果の公表対象】

①要緊急安全確認大規模建築物：a～c

②要安全確認計画記載建築物：b

②要安全確認計画記載建築物：a

図13 多数のものが利用する建築物と既存耐震不適格建築物との関係

2 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、町、県、及び建築関係団体等が連携して、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とする。

3 計画の位置づけ

(1) 他法令及び計画との関係

本計画は、法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、「丸森町地域防災計画」を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の方向性を示す計画として位置づける。

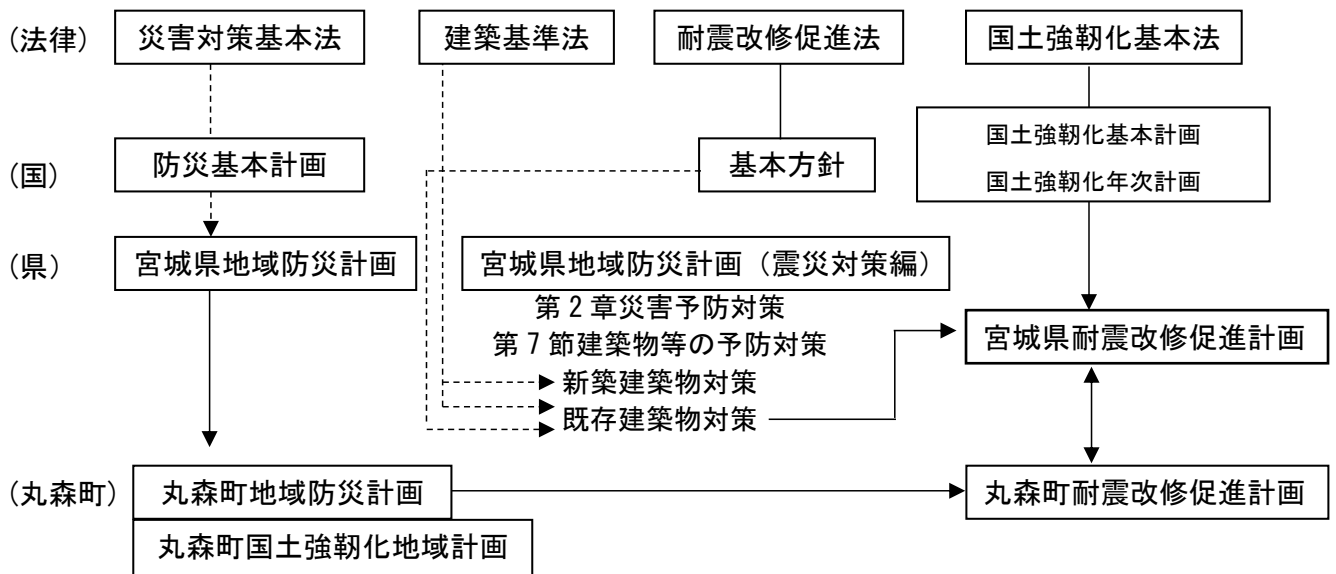


図 14 耐震改修促進計画の位置づけ

(2) 計画期間

計画期間を、令和7年度から令和12年度まで延長することとする。

4 基本方針・計画の目標

(1) 主体別役割

建築物の所有者又は管理者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建築物の防災対策上の原則である。特に、災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあると考えられる。

このような基本的認識に基づき、町、県、建築関係団体及び建築物所有者等は、既存建築物の耐震診断・改修の促進のため、以下の事項の実施に努めることとする。

①県

- a 市町村が市町村計画を策定するに当たり、助言及び技術的支援を行う。
- b 行政、建築関係団体、民間建築物の所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県建築物等地震対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を活用し、本計画の円滑な推進を図る。
- c 建築関係団体が組織する「宮城県住宅耐震隊・リフォーム推進協議会」（以下「住宅耐震隊等協議会」という。）へ指導・助言を行う。
- d 県民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- e 建築技術者の耐震診断・耐震改修技術の向上を図る。
- f 対象建築物の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握を行う。
- g 所管行政庁として、法の積極的な運用に努め、耐震改修計画の認定、指導、助言等を行う。
- h 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。

②町

- a 本町固有の課題を勘案のうえ、本計画を策定する。
- b 協議会活動への参画と仙南地域住宅耐震隊との連携により、建築物の耐震化の促進を図る。
- c 町民及び町内各地域の自主防災組織に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発、情報提供、相談窓口の設置を行う。
- d 対象建築物の把握、台帳整備を行うとともに、耐震化の進捗状況の把握を行う。
- e 町有建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に実施する。
- f 耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充実に努める。

③建築関係団体

- a 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設ける。
- b 協議会活動への参画と市町村と連携した住宅耐震隊の活動により、建築物の耐震化の促進を図る。
- c 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図る。

④建築物所有者等

- a 建築物（住宅を含む）の所有者又は管理者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

⑤町内各地域の自主防災組織

- a 地域内の防災性の向上を目的とし、町及び仙南地域住宅耐震隊等と協力し、地域内等の住宅の耐震化が促進されるよう努める。

(2) 対象地域・対象建築物

①計画対象地域

町内全域を対象とする。

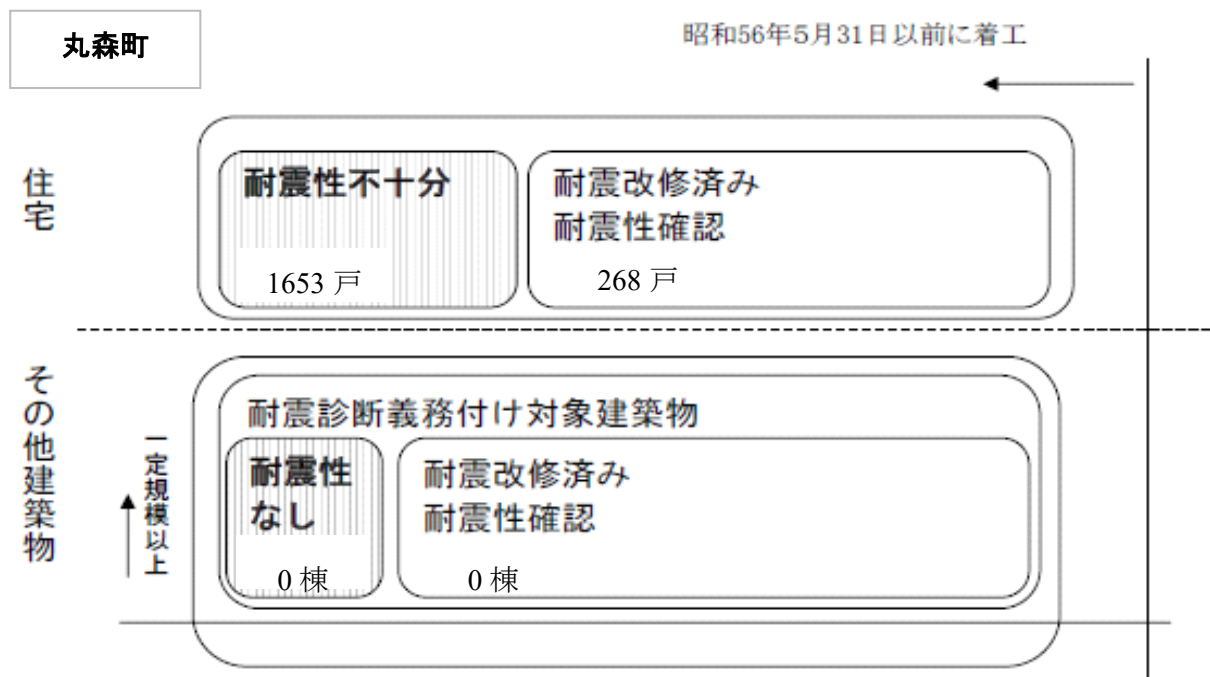
優先的に耐震診断・耐震改修の促進に努める地域は、第三次被害想定調査において被害が大きいとされる地域とし、特に軟弱地盤地域、木造住宅密集地域及び避難場所・避難道路・緊急輸送道路に沿った地区とする。

②計画対象建築物

新耐震設計基準の施行日（昭和56年6月1日）より前に着工された既存耐震不適格建築物を対象とする。これらは、建築物の用途、規模、構造にかかわらず、全ての建築物が対象となる。このうち目標を設定して重点的に取り組むものは、住宅※1及び耐震診断義務付け対象建築物※2とする。

※1 木造住宅は、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工されたものを含む。

※2 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物



資料：令和7年1月1日現在の家屋課税台帳より推計

(3) 耐震化の目標

①住宅

国では、耐震化の目標として、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（令和7年7月改正）」及び「第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月策定）」において住宅については、令和12年までに95%、令和17年までに耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とした。

丸森町の住宅耐震化の目標は表12のとおりである。

本町においてもさらなる住宅の耐震化の促進を図るため、令和12年度末までに住宅の耐震化率を96%以上にすることを目標とする。

表12 住宅の耐震化率の目標

区 分	計画当初	前回改定	今回改定
策定・改定年次	平成20年7月	令和3年3月	令和8年3月
目標	90%以上 平成27年度末	95%以上 令和7年度末	96%以上 令和12年度末
現状 (用いた推計値の年)	52% 平成15年10月	59% 平成30年10月	63% 令和7年1月

注) 耐震化の状況は令和7年1月1日現在の家屋課税台帳より推計である。

②町有の防災上重要な建築物

町では、地震による被害を最小限にとどめるため、町有の防災上重要な拠点施設及び多数の住民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化（耐震診断、建替、耐震改修、除却）を進め、令和12年度末までに全施設を耐震化することを目標とする。また、耐震化の進捗状況については、定期的に確認し、進行管理を行う。

表13 町有の防災上重要な建築物の耐震化率の目標

		現況の耐震化率	目標とする耐震化率 (令和12年度末)
防災対策施設	役場	100%	—
避難施設等	学校、体育館、公民館、 保育所等	94%	100%
医療施設	病院・診療所	100%	—
社会福祉施設等	老人ホーム等	—	—
不特定多数人員 収容施設	百貨店、飲食店、旅館、 観光施設等	75%	100%
特定多数人員 収容施設	事務所、工場、共同住宅、 寄宿舎等	98%	100%
	うち、共同住宅等	98%	100%
合 計		89%	100%

5 耐震化促進の課題

少子高齢化社会を迎え、耐震化施策をとりまく状況は変化してきている。効果的に施策を実施するため、次のとおり課題を整理する。

(1) 住宅

①住宅所有者の高齢化

令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、旧耐震基準で建築された木造戸建て住宅に住む全世帯に占める「65歳以上の高齢者が主たる家計を支えている世帯」の割合は7割以上と推測される。これらの世帯においては、耐震改修工事に掛かる資金調達が難しい、後継者がいないなどを理由に工事に踏み切れていないと考えられる。

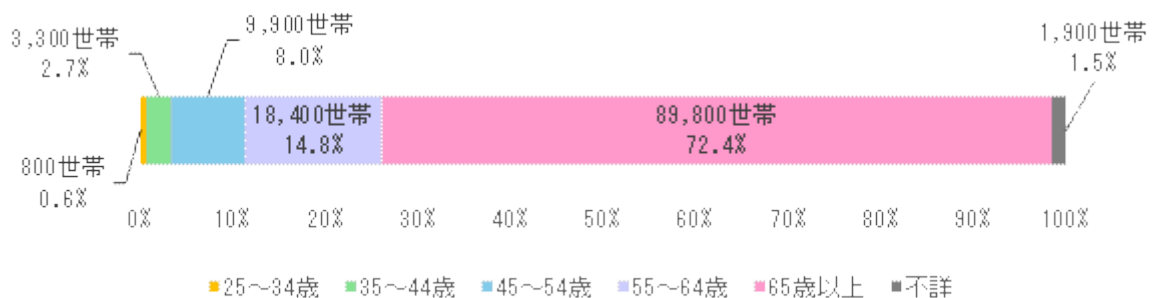


図 15 木造戸建て住宅における家計を主に支える者の年齢別主世帯数割合

資料：宮城県耐震改修促進計画

②対象木造戸建て住宅の台帳整備状況

耐震化を促進する上で、直接所有者に普及啓発を行い、耐震診断の必要性を理解していただくことが重要であるが、旧耐震基準の木造戸建て住宅は数多く存在するため、全ての対象木造戸建て住宅や所有者等を網羅した台帳を整備しきれていない。

③現行耐震基準以前の木造住宅

熊本地震や能登半島地震では、旧耐震基準の木造住宅に被害が集中したが、昭和56年以降に建てられた新耐震基準でも、接合部等の基準が明確化された平成12年の現行耐震基準前に建てられた木造住宅において倒壊等の被害が確認された。

(2) 住宅以外の建築物

①耐震性の認識不足

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物については、耐震診断により安全性を確認することが重要であるが、耐震診断の重要性や方法を所有者が理解していないことが考えられる。

②耐震改修工事費用の確保

旧耐震基準で建てられた建物は少なくとも築約45年を経過しているが、その殆どが鉄筋コンクリート造や鉄骨造であるため構造体の耐用年数は残っており、今後も活用が可能な場合もあるが、

東日本大震災等からの復旧や老朽化に伴う改修工事などに多額の支出をしているものも多く、耐震改修工事の資金調達の目処が立たない事などを理由に計画が具体化されていないことも考えられる。

6 耐震化促進施策

(1) 住宅

①耐震診断の促進

町は、耐震診断の促進を図るため、助成事業を実施するとともに普及・啓発に努める。

表 14 住宅の耐震診断の実績

	平成 15～ 令和 2 年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	計
耐震診断士派遣事業	39戸	0戸	2戸	2戸	0戸	3戸	46戸

②耐震改修の促進

町は、耐震改修の促進を図るため、助成事業を実施するとともに普及・啓発に努める。

表 15 住宅の耐震改修事業の実績

	平成 15～ 令和 2 年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	計
耐震改修工事助成事業	3戸	1戸	0戸	0戸	2戸	0戸	6戸

③台帳の整備等

町は、木造戸建て住宅の所有者・管理者、規模、構造、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無、今後の耐震改修の予定等からなる台帳を整備するよう努め、普及・啓発に活用すると共に、耐震化状況の把握等に努めるものとする。

④現行耐震基準以前の木造住宅の耐震化の促進

国が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（令和 7 年 7 月改正）において、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建てられた木造住宅について、接合部等の状況を確認する「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」による、耐震性能検証の実施を所有者に促すことを新たに位置付けたことを踏まえ、県は、みやぎ木造住宅耐震診断助成事業及びみやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業の対象に昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建てられた木造戸建て住宅を対象に加えるとともに、助成事業の適用が可能となるよう市町村に働きかける。

(2) 住宅以外の建築物

①公共建築物

a 台帳の整備等

町は、町有の多数の者が利用する特定建築物及び防災上重要な建築物の規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定の内容等からなる台帳を整備し、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行う。

b 耐震診断及び耐震改修の促進

町は、町有の特定建築物及び防災上重要な施設について、台帳を基に優先順位を定め耐震診断・耐震改修を計画的に進める。また、それらについて、令和12年度末までに耐震改修を終えるよう努める。

②民間建築物

a 普及・啓発

町は、宮城県沖地震、利府一長町断層帯による地震による地域毎の予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律・税制、支援制度など地震対策に関する情報を、町の広報やホームページ等を活用し、建築物の所有者、利用者等に提供する。

特に、宮城県沖地震への対応の緊急性、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性については、建築物所有者等に十分に周知する。

定期報告対象となっているものについては、定期報告の審査結果通知や防災査察時を活用し、耐震化を促す。

(3) 地震時に通行を確保すべき道路

町は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある緊急輸送道路と避難路沿道の建築物の耐震化促進を図る。

① 緊急輸送道路

本町において、法第6条第3項第1号の規定に基づく道路は、宮城県地域防災計画（震災対策編）で緊急輸送道路として指定されている国道113号であり、法第6条第3項の適用を受ける道路となる。

② 避難路

法第6条第3項の適用を受ける道路としては位置づけられないが、丸森町地域防災計画（震災対策編）第2章第11節第2避難所の確保「避難所・避難場所」に定める避難路（別図1参照）について、沿道建築物の耐震化を促進する。

(4) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

町は、県と連携して、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、地域の実情に応じ、がけ地近接等危険住宅移転事業等の活用を検討する。

7 多様な主体と連携した体制整備

(1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会

耐震診断・耐震改修の円滑な推進を図るため、県は市町村、建築関係団体、民間の建築物所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県既存建築物耐震改修促進協議会」を平成13年12月に設立した。その後、平成17年6月に、震災後の二次災害防止及び復旧対策を検討する「宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会」と統合して「宮城県建築物等地震対策推進協議会」を組織した。これにより、地震前・地震後対策を総合的に推進する体制に強化され、近い将来発生すると予想されている大規模地震に向けて、建築物の耐震化や地震により被害を受けた建築物の早期復旧など地震による被害を軽減するための様々な課題に対して、学識経験者、県、市町村、建築関係団体が連携して取り組んできた。

東北地方大震災を踏まえ、大規模地震はいつくるか分からないという認識のもと、安全な県土を形成するために、県及び市町村は、協議会を活用し、産学官による建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行うとともに、産学官一体となった推進体制の整備・拡充を行い、本計画の推進を図る。

会 員（順不同）

■学識経験者 東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻 教授 前田匡樹
東北大学災害科学国際研究所 教授 五十子幸樹

■行政団体

宮城県（関係各課）、
県内全市町村関係各課
（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町）

■建築物所有者団体等

（一社）日本旅館協会東北支部連合会
（一社）宮城県専修学校各種学校連合会
仙台ビルディング協会
日本チェーンストア協会東北支部
宮城県商工会議所連合会
仙台商工会議所
宮城県私立中学高等学校連合会
宮城県病院協会

■建築関係公益法人

（一財）宮城県建築住宅センター
（公社）空気調和・衛生工学会東北支部
（一社）建築設備技術者協会東北支部
（公社）全国宅地擁壁技術協会東北支部
（一社）電気設備学会東北支部
（公社）日本技術士会東北本部
（衛生工学・環境・上下水道部会）
（公社）日本建築家協会東北支部宮城地域会
（一社）日本建築構造技術者協会東北支部
（一社）東北建築構造設計事務所協会
（公社）日本建築積算協会東北支部
（一社）宮城県建設業協会
（一社）宮城県建築士会
（一社）宮城県建築士事務所協会
（独法）住宅金融支援機構
東日本構造物調査診断協会
宮城県瓦工事業組合
（一社）宮城県建設職組合連合会
（一社）宮城県優良住宅協会
宮城県住宅供給公社

（令和7年4月1日現在）

(2) 地震防災マップ等を活用した普及・啓発

町は、建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することが出来るよう、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「防災マップ」という。）を全戸に配布するとともに町の広報やホームページ等を活用して啓発及び知識の普及を図るよう努める。

(3) 多様な相談窓口との連携

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。

このため、町は、県並びに(社)宮城県建築士会や(社)宮城県建築士事務所協会の建築相談窓口を紹介するとともに、町の建築相談窓口の設置に努め、住民からの耐震診断・耐震改修に係る相談に積極的に対応する。

(4) 町内会、専門家との連携

町は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援等を行うよう努める。

(5) 技術者の養成

町は、適切な耐震診断及び耐震改修に必要な知識、技術等の習得、資質の向上を図るため、その役割に応じ、建築士又は建築施工技術者等を対象とする県などが行う講習会や研修会等への参加を促すことにより、建築技術者の耐震改修等に係る技術水準の向上を図る。

表 16 耐震診断技術者（耐震診断士）耐震改修施工技術者の登録状況

	耐震診断技術者	耐震改修施工技術者
年 度	令和 6 年度末	令和 6 年度末
登録者数	約 2,360 名	約 1,700 名

(6) 世代継承される地震に強いまちづくり ～ 地震防災教育の浸透 ～

これからの高齢化社会を考えると地震に強いまちづくりには自主防災組織等への若者の参加が不可欠となる。そのためには、若者への地震防災教育が必要であり、自分の身を守るための「自助」教育と、皆で助け合うための「共助」教育を行う必要がある。

宮城県建築物等地震対策推進協議会では、「世代継承する地震に強いまちづくり」をスローガンに、中学生及び高校生を対象とし、地震の発生メカニズムや過去の建築物の地震被害状況、木造住宅の簡易耐震診断方法及び耐震診断の重要性等を教えるとともに、この知識を地域防災活動に役立ててもらふことを念頭に地震防災教育用教材「「衣食住」の「住」から学ぶ防災教育。木造住宅の耐震診断」を作成した。

町は、県及び宮城県建築物等地震対策推進協議会と連携しながら、この地震防災教育用教材を活用し、中学校及び高等学校における地震防災教育の推進を図る。

8 その他の地震対策

(1) 家具の転倒防止策

平成7年の阪神淡路大震災は、約24万棟の家屋が全・半壊し死者約6千人にも上る大惨事であったが、幸い倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し、多くの犠牲者が発生した。また、平成15年7月の宮城県北部連続地震においても、地震により倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの負傷者が出ている。

町は、地震による家具の転倒を防ぐための具体的な方法（金具、防止器具の取り付け方法）などについての必要な情報提供を行う。

(2) リフォーム・リノベーションや住み替え等にあわせた耐震改修の誘導策

住宅設備の更新、バリアフリーリフォーム等のリフォーム・リノベーションや住み替えの機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが効果的である。

町は各種関係団体等と協力し、リフォーム・リノベーションや住み替え等を契機とした助成制度の活用を周知する。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

町及び建築関係団体は、大規模地震時のコンクリートブロック塀等の倒壊防止に努めることとし、その危険性についてパンフレット等により啓発するとともに、スクールゾーン等におけるコンクリートブロック塀等の劣化進行確認等のフォローアップを行い、危険性のあるものについてはその結果を所有者等に通知し、できるだけ早期にその改善を図るよう指導する。

表 17 ブロック塀等の除却事業（丸森町）（令和8年3月31日現在）

	平成15～ 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
ブロック塀等 除却事業	29件	4件	4件	2件	0件	1件	40件

(4) 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定

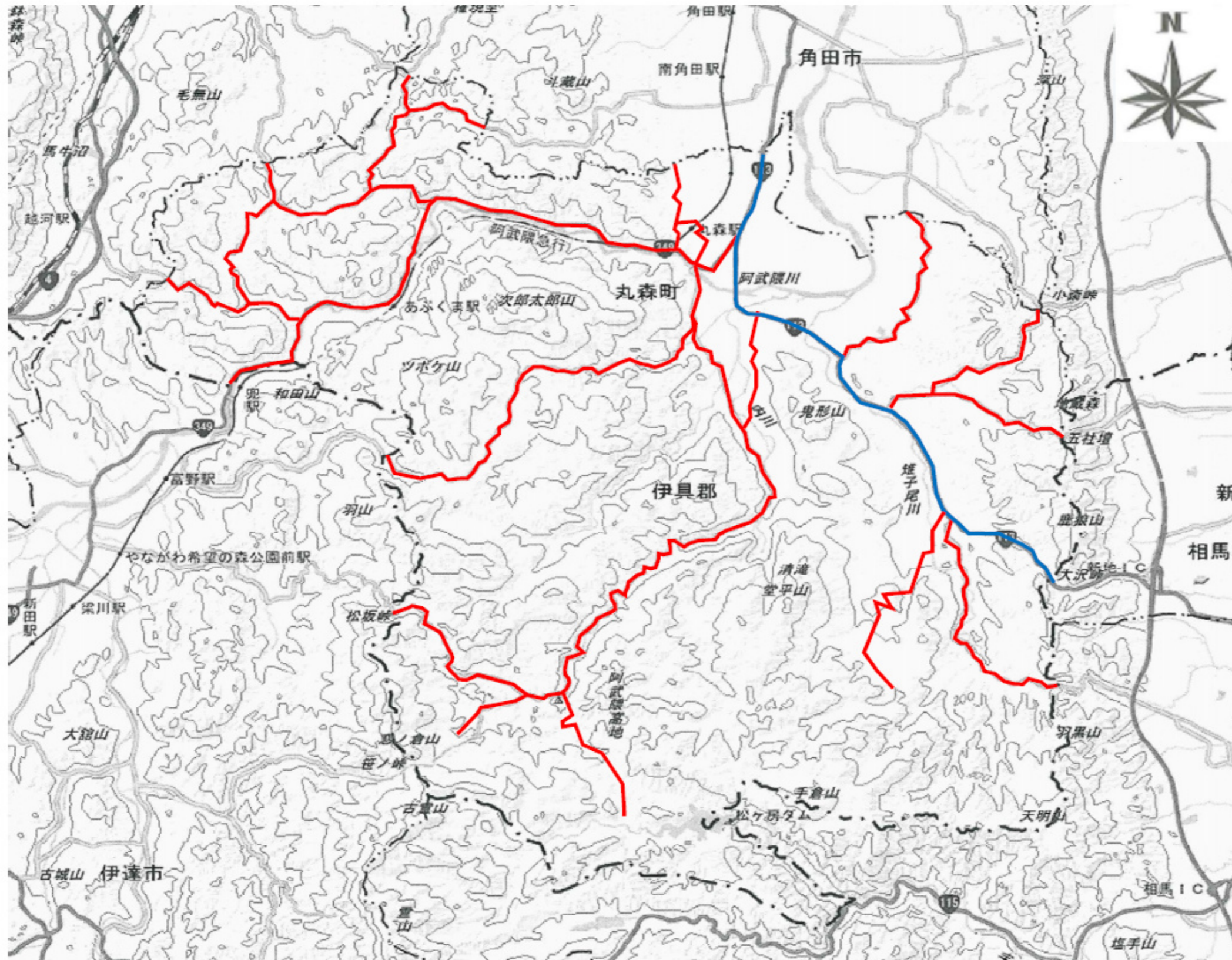
町は、大規模震災発生時における余震などによる建物の倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、関係団体の協力を得ながら建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備を図る。

(5) 耐震基準に適合しない空き家対策

町内の推計空き家は約600戸（空家率12.4%）となっており、そのなかには現行の耐震基準に適合しない建築物も含まれると考えられる。耐震基準に適合しない空き家は、地震により倒壊した場合、隣地に被害をもたらすおそれがあり、また、前面道路を塞ぎ、周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障をきたす可能性がある。

町は県の支援を受け、空き家の所有者に対し適正な管理や除却を促すように働きかけるとともに、地方創生の取組の一つとして空き家の有効活用等の検討を進める。

別図1 避難路・緊急輸送路



凡 例	
	避難路
	緊急輸送路
	地区界